

令和7年度佐野地区森林整備境界明確化業務委託公募型プロポーザルに関する質問及び回答
(質問内容は原文のまま掲載しています。)

質問内容		回 答
1	(別紙2) 事業実績書について 類似事業(同種事業)の契約実績とありますが、類似事業(同種事業)の定義はございますでしょうか。	類似事業(同種事業)の定義につきましては、業務の目的が本業務と同じであり、本業務委託の仕様書内の「5.業務内容」と同じ一連の業務の実績があるものを同種事業、「5.業務内容」の一部において実績があるものを類似事業と定義しております。 類似事業の例 ・森林におけるリモートセンシングデータを活用した境界明確化の業務委託 ・森林における現地調査にもとづく境界明確化の業務委託
2	提案書類の、番号2 事業実績書について 本業務との同種、類似業務に関する実績を記載した資料を作成すること(別紙2)と、記載がありますが弊社では地籍調査業務(地上法)の実績があります。地籍調査業務は同種、類似業務に当てはまるでしょうか？	地籍調査業務が、森林における業務であり、業務内容に現地調査または立会を含んだものであれば、類似事業に該当します。
3	明示物設置・座標管理について① 双方同意が得られた境界線において、変曲点ごとに杭等の明示物も設置するとともに、座標情報として管理し、将来的に復元可能なデータとして整理を行う。とあります。 明示物の現地復旧における測量手法はハンディGPSやデジタルコンパスのような簡易的な機器で良いでしょうか。	測位精度が5m以下のものであれば、簡易的な測量機器の使用を認めます。
4	設置した明示物を測量し、座標管理をするのか、もしくは境界案から変曲点を読み取り座標管理する。どちらの手法が適用されるのかお尋ねいたします。	境界案から変曲点を読み取り、座標管理をする手法を前提としておりますが、測点において図面上の座標位置と現地で著しく(5m以上)差異が生じる場合は、現地で再度座標位置を計測し、座標情報を修正してください。
5	今回の範囲内には法定外(里道、水路)が含まれると思います。 公図と現況に大きなずれがある場合は、過去の航空写真(アーカイブ)等を活用するべきか、また境界案確認の際は、大分市土木管理課に確認を願うべきかどうかをお尋ねいたします。	本業務は、境界の根拠となり得るデータ情報および現地情報を収集し、これらの情報をもとに現地と整合性のとれた境界案を作成することが業務内容に含まれるため、過去の航空写真を活用することも境界案を作成する手法の1つと考えられます。また、本市から微地形図、林相区分図等のデータを提供いたしますが、活用するデータを指定するものではありません。 境界の同意等の意思確認について、本業務の対象範囲内に法定外公共物が含まれる場合は、土地所有者として所管する部署に対し同意等の確認を行ってください。
6	「事業実績書」について、貴市、他官庁、民間の区分別に4行の記載欄がありますが、各区分の業務実績数に応じて、行の増減をすることは可能でしょうか。	行の増減をすることは可能です。
7	「(8)明示物設置・座標管理」で設置する杭等の仕様につきましては、貴市の境界明確化事業用の規格の物が配布されると考えてよろしいでしょうか。	本業務において、市が指定する規格の明示物の配布はいたしません。明示物の規格につきましては、提案内容に含み、受託者により準備していただきます。
8	「業務実施体制及び予定業務担当者経歴」2) 予定業務担当者経歴につきまして、管理・照査以外の担当技術者が6名を超える場合、行数を追加して記載することは可能でしょうか。	行数を追加して記載することは可能です。